

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、母子保健関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県つがる市

## 公表日

令和7年10月29日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関連事務
②事務の概要	<p>本事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、妊娠婦並びに乳児及び幼児の健康の保持、増進に関する施策の事務を行うものである。</p> <p>番号法においては、次の事務に使用。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①妊娠届の受理と母子健康手帳の発行。サービス検索・電子申請機能での届出も受理する。</li><li>②妊娠委託健康診査受診票の発行</li><li>③妊娠婦並びに乳幼児に対する保健指導、訪問指導</li></ul>
③システムの名称	<p>④妊娠婦並びに乳幼児に対する健康診査並びに東海北道</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 健康管理システム</li><li>2. 団体内統合宛名システム</li><li>3. 宛名システム</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第9条第1項 別表 70項</li><li>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)</li><li>・第40条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p>

◎/△ フリーワード検索	<p>【情報照会の根拠】 ・95、96の項 【情報提供の根拠】 ・42、80、95、125の項</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部 子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 〒038-3192 青森県つがる市不道若緑61-1 電話:0173-42-2111 FAX:0173-42-3946
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 〒038-3192 青森県つがる市不道若緑61-1 電話:0173-42-2111 FAX:0173-42-3946
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b>	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ○ ] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託の情報提供者からローカルシステムを通じた提供・移転)

[ ○ ] 提供・移転しない

○. 不正な入手・情報の漏洩・移転・改ざん・操作のリスクに対する対策は十分ですか。		[ ]接続しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康診査の結果情報等は手入力による紐づけ作業を行うが、事業担当者が情報入力後、情報提供ネットワークとの接続を行う担当者が再度確認を行っている。	

9. 監査			
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      ] 十分に行っている	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[      ] 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	<選択肢>	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      ] 十分である	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康診査の結果情報等は手入力による紐づけ作業を行うが、事業担当者が情報入力後、情報提供ネットワークとの接続を行う担当者が再度確認を行っている。		

变更箇所